

第5回不法盛土への対処方策検討ワーキンググループ 議事概要

日時：令和4年11月10日(木) 14:00~16:30

場所：中央合同庁舎3号館6階 局議室

1. 開 会

2. 議 事

(1) 不法盛土への対処方策

- ・事務局より「資料2：不法盛土への対処方策」について説明後、以下のとおり質疑応答。

【緊急工事停止命令の要件】

○弁明の機会の付与を行わず監督処分が可能な場合として、工事が進行すれば、盛土等が崩落する恐れがある場合が挙げられているが、具体的な危険性を要求すると命令に躊躇する可能性がある。廃棄物処理法において、「おそれ」は抽象的な蓋然性で足りると記載されており、盛土規制法で同様の解釈論が成り立つか検討した上で、崩落のおそれが抽象的な解釈で良いと示した方が良い。
⇒廃棄物処理法の解釈や記載を参考にしながら、ガイドラインへの記載を検討する。

【法人解散の取り扱い】

○法人が倒産するかを問わず、法人と個人（法人の代表者等）の双方に命令ができるのか。
⇒倒産する前であっても、法人と法人の代表者双方に命令して差し支えないと整理している。

【行政代執行】

○「災害発生のおそれ」とは、「人命に危害が及ぶおそれ」と定義しているが、盛土規制法は国民の生命及び財産の保護を目的としている。財産の保護が入っていないのはなぜか。
⇒財産に被害が及ぶ場合は、人命に影響があると考えているため、人命と判断しても差し支えないと整理している。

○略式代執行における、相続未登記や共有者が多数いる場合の土地所有者等の調査方法について整理が必要である。
⇒事例を収集し、検討する。

○「過失がなく、確知できない」の判断について、どの程度まで調査を行えば、「過失なく」といえるのか判断が難しい。現場の危険性や安全性との比較衡量をした上で判断するのが良いのではないか。
⇒事例を収集し、検討する。

○財産調査権は、行政代執行を行った後に発生するのではないか。
⇒財産調査は滞納処分のために行うものであるため、差押え以降が滞納処分と捉えることが通常であると考えている。実施時期を早めることは可能であるのか、事例や法的解釈から検討する。

○行政代執行の費用徴収について、担当課だけでなく徴税部門が補佐することが望ましい旨をガイドラインに記載した方が良い。
⇒関係部局との連携の中で、事例や考え方を示していく。

○行政代執行の費用徴収が可能な期間について、注意すべき点や留意して対応する旨をガイドラインに記載した方が良い。
⇒時効を正しく管理することに留意する旨をガイドラインに記載していく。

○代執行で設置したものを撤去した場合、改善命令の対象になるが、工作物に手を加えないように維持管理する旨を指導することは難しいのか。

○契約や協定を締結して行う事例がある。自治体に責任がないとしても、きちんと管理させることが必要である。
⇒協定等も含めて事例を調査する。

【告発】

○無許可工事の完了はどのように定義するのか、完了を待たずに告発はできないのかを検討した方が
良い。また、時効の起算点を明確に記載した方が良い。

⇒検討する。

○警察に相談する際には、時効から余裕をもって相談する旨をガイドラインに記載した方が良い。

⇒適切にガイドラインに記載する。

○法施行前の盛土であると既得権を主張される可能性があるため、法施行前か施行後の盛土かという
判別が必要である。

⇒基礎調査を行い、区域指定前の盛土を確実に把握して、危険な場合には改善命令を行いながら安全
性を担保していく必要があると考えている。

○盛土規制法における犯罪の既遂時期の解釈を検討し、整理することが望ましい。

⇒検討する。

【その他】

○盛土の造成時期が区域指定前後のいずれかを判別できるよう、区域指定時に衛星写真を撮影する等
の調査を行うことをガイドラインに記載した方がよい。

⇒基礎調査で既存盛土の分布を調査することも踏まえて、ガイドラインに記載する。

(2) 今後のスケジュール

・事務局より「資料4：不法盛土への対処方策検討ワーキンググループ 開催予定」について説明。

3. 閉 会

以上